

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

＊当社は、グループ全体において、企業の社会的責任及び企業価値の増大という観点から、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要課題と位置づけております。国内外の事例や教訓をよく踏まえ、実効性のある体制を確立し、競争力を強化し、株主・消費者・従業員・地域社会など全てのステークホルダーとの良好関係を維持向上させ、社会的責任の達成と企業価値のさらなる向上を目指しております。今後も情報開示を通じて迅速性、透明性、健全性を確保するよう継続的に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
掏泉商事株式会社	4,131,500	5.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,514,000	5.06
大同生命保険株式会社	3,500,400	5.04
佐賀県農業協同組合	2,943,562	4.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,896,100	4.17
日清食品ホールディングス株式会社	2,800,000	4.03
大日本印刷株式会社	1,598,952	2.30
江崎グリコ共栄会	1,490,100	2.15
大正製薬ホールディングス株式会社	1,010,000	1.45
江崎正道	1,000,000	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 食料品

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 11 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 7 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 3 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
益田哲生	弁護士											
加藤隆俊	その他											
大石佳能子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
益田哲生	○	——	弁護士としての豊富な経験と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言を頂くことで、取締役会の監督機能及びコンプライアンス体制をさらに強化できるものと判断しております。また上場管理等に関するガイドラインに該当する項目もなく一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。
加藤隆俊		独立性には問題がないと考えます。しかし就任時において、既に独立役員を届出済みのため、独立役員の指定を行っておりません。	金融分野の専門家としての豊富な経験と見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営全般に助言を頂くことで、内部統制機能等を強化できるものと判断しております。
大石佳能子		独立性には問題がないと考えます。しかし就任時において、既に独立役員を届出済みのため、独立役員の指定を行っておりません。	企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- * 監査役は会計監査人である新日本監査法人から、定期的に監査の結果の報告を受け、意見交換しております。
 * 監査役と内部監査部門であるグループ監査室は必要に応じて連携を取っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 4 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
工藤稔	他の会社の出身者													
岩井伸太郎	公認会計士													
宮本又郎	学者													
安達弘	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
工藤稔		独立性には問題がないと考えます。 しかし就任時において、既に独立役員を届出済みのため、独立役員の指定を行っておりません。	大同生命保険の社長であり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しているため。
岩井伸太郎		独立性には問題がないと考えます。 しかし就任時において、既に独立役員を届出済みのため、独立役員の指定を行っておりません。	公認会計士の資格を有しており、企業財務等に関する相当程度の知識を有し、当社の監査体制の機能をさらに強化できると判断したものであります。
宮本又郎		独立性には問題がないと考えます。 しかし就任時において、既に独立役員を届出済みのため、独立役員の指定を行っておりません。	大学教授としての専門的見地から当社監査体制の機能を、さらに強化できるものと判断しております。
安達弘		独立性には問題がないと考えます。 しかし就任時において、既に独立役員を届出済みのため、独立役員の指定を行っておりません。	他社での監査役としての経験や実績があり、当社の監査体制の機能をさらに強化できると判断したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 その他

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年6月24日開催の定時株主総会において「取締役及び役付執行役員に対する株式報酬等の額並びに内容決定の件」を決議しております。

取締役等を対象に、業績向上に対する達成意欲を更に高めるとともに、株主価値との連動性を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

その概要は、取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位別に、各事業年度の売上高及び経常利益の目標の達成

度、並びに経営基盤の強化に応じて当社の取締役等に当社株式が交付される株式報酬制度です。
取締役等が当社株式の交付を受けるのは、原則として、信託期間中の一定時期となります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
取締役: 8名で209百万円、うち社外取締役2名で10百万円
監査役: 5名で38百万円、うち社外監査役3名で15百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の金額については、会社業績、各役員の職務の内容及び業績貢献度合い等を総合的に判断し、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会事務局が必要に応じて取締役会等における資料の事前説明や配布を行う等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任及び企業価値の増大という観点から、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要課題のひとつと位置づけております。国内外の事例や教訓をよく踏まえ、実効性のある体制を確立し、競争力を強化し、社会的責任の達成と企業価値のさらなる向上を目指しております。今後も情報開示を通じて経営の効率性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

(1) 企業統治の体制

* 企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は在来型の経営機構である取締役会及び監査役会を設置する統治体制を採用しております。

当社の取締役会は、提出日現在、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成されております。取締役会は原則として毎月1回開催し、経営計画の策定、当社の業務執行に関する重要事項の審議・決定、並びにグループ会社の重要案件の監督を行っております。また、当社は執行役員制度を採用しており、経営戦略機能と業務執行機能の分担を明確にするとともに、迅速な意思決定及び業務執行の充実を期しております。

当社の監査役会は5名の監査役(うち社外監査役4名)によって運営されております。各監査役は取締役会をはじめとする社内の会議に積極的に参加し、取締役の業務執行に関する監査を行っております。

* 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は平成14年5月『グリコグループ行動規範』を制定し、以下に示す7つの行動規範を当社グループのすべての役員及び従業員に周知し、常に念頭におき業務遂行に努めております。

1. お客様の安全・安心を最優先にして、すべての製品とサービスを提供すること。
2. 法令・社会規範を遵守し、公正な競争を行うこと。
3. 企業情報を積極的にかつ公正に開示し、広く社会とのコミュニケーションを図ること。
4. 環境にやさしい企業活動を推進すること。
5. 良き企業市民としての責任を自覚し、社会に貢献すること。
6. 相互に人格・個性を尊重し、安全で働きやすい環境の維持・向上に努めること。
7. 海外での事業活動においては、その国の社会・経済の発展に努めること。

当社は、社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、また、社内のイントラネット上に「企業倫理ホットライン」を導入し、社内の法令違反、企業倫理違反の未然防止と早期発見に万全の体制を取っております。

また、「コンプライアンス委員会」を設置し、全社のすべての部門にコンプライアンス委員を指名し、全社的に業務上の重大な法令違反の発生を防止する体制を確立しております。さらにコンプライアンス委員会と連携した「個人情報管理体制」をつくり、コンピュータシステム上の対応も含め、得意先や消費者等のお客様及び当社の従業員の個人情報管理を徹底しております。

さらに、企業を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対処するために、「危機管理委員会」を設け、問題発生時には直ちに対応策を協議し、事態の収拾・解決に当たっております。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査専門部署であるグループ監査室(7名)及び5名の監査役により構成されております。グループ監査室は、財務報告に係る内部統制評価の方法に関して会計監査人から助言を受け、整備及び運用の評価を実施しております。また、グループ監査室は監査役会と連携を図りながら、各事業所に対して内部統制全般に係る業務監査を実施し、社長及び監査役にその結果を報告しております。

監査役は、期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる監査を実施しております。また、監査役は取締役会に常時出席している他、常勤監査役は社内の重要会議にも積極的に出席し、法令違反、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査しております。

会計監査人は、監査計画及び監査経過に関して監査役と年4回の意見交換を行い相互連携を図っております。会計監査人による監査結果の報告には、監査役及び執行役員経理部長が出席しております。また、重要な関係会社については、会社法監査を監査法人に委託しております。なお、監査役岩井伸太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(3) 社外取締役及び社外監査役との関係

提出日現在、社外取締役は3名であり、社外監査役は4名であります。社外取締役益田哲生氏、加藤隆俊氏及び大石佳能子氏と、社外監査役岩井伸太郎氏、宮本又郎氏及び安達弘氏との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役工藤稔氏(平成27年6月24日の定時株主総会で当社監査役に就任)は、大同生命保険(株)の取締役であり、大同生命保険(株)は当社の大株主であります。また、当社は大同生命保険(株)の団体生命保険に加入しておりますが、社外監査役工藤稔氏個人との間に特別な利害関係はありません。

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任にあたっては、証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にして、社会的経験・知見から独立的な立場で当社の経営に資する人選を行っております。

社外取締役におきましては、取締役会での議案審議にあたり適宜質問や意見表明を行っていただく等、その時々意見表明を通じて取締役会の活性化が図られるとともに、経営監視機能としての役割を果たしていると判断しております。

社外監査役安達弘氏は、他社での財務部長、監査部長及び監査役としての経験や実績があり、また、社外監査役岩井伸太郎氏は公認会計士としての資格を有しており、公正な経営監視が機能していると判断しております。

(4) 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係社外取締役は、前述のとおり毎月開催の取締役に出席し、経営の監督を行っております。社外監査役は会計監査人の監査計画を把握し、会計監査人の監査体制及び監査の方法並びに国内外の子会社などの内部統制状況について、定期的に説明を受けております。

(5) 会計監査の状況

新日本有限責任監査法人が実施しております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士は小西幹男氏及び村上和久氏であり、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士11名、その他3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上述の体制を採用することで、取締役ににおける経営の意思決定機能及び業務執行を管理監督する機能の充実化、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能となっております。

また、当社は執行役員制度を採用しており、経営戦略機能と業務執行機能の分担を明確にするとともに、迅速な意思決定及び業務執行の充実に期しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	3営業日早期発送
招集通知(要約)の英文での提供	平成27年定時株主総会より、狭義の招集通知のみ、英訳を作成しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期5月及び11月に開催しており、代表取締役による決算内容の説明ならびに経営方針および経営戦略の説明を行っております	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、IRニュース、事業報告、決算説明会資料、電子広告など掲載しています http://www.glico.co.jp/glico/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ総務部・株式IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「グリコグループ行動規範」において、規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「グリコグループ行動規範」において、規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

[更新](#)

内部統制システムの概要

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」として次のとおり決議いたしました。なお、平成24年2月20日開催の取締役会において全国の都道府県で「暴力団排除条例」が制定されたことを踏まえて方針を追加しております。

また、その後の組織変更や法改正等に即した内容となるように一部を修正しております。

当社は、社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、また、社内のイントラネット上に「企業倫理ホットライン」を導入し、社内の法令違反、企業倫理違反の未然防止と早期発見に万全の体制を取っております。

また、「コンプライアンス委員会」を設置し、全社のすべての部門にコンプライアンス委員を指名し、全社的に業務上の重大な法令違反の発生を防止する体制を確立しております。さらにコンプライアンス委員会と連携した「個人情報管理体制」をつくり、コンピュータシステム上の対応も含め、得意先や消費者等のお客様及び当社の従業員の個人情報管理を徹底しております。

さらに、企業を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対処するために、「危機管理委員会」を設け、問題発生時には直ちに対応策を協議し、事態の収拾・解決に当たっております。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査専門部署であるグループ監査室(7名)及び5名の監査役により構成されております。グループ監査室は、財務報告に係る内部統制評価の方法に関して会計監査人から助言を受け、整備及び運用の評価を実施しております。また、グループ監査室は監査役会と連携を図りながら、各事業所に対して内部統制全般に係る業務監査を実施し、社長及び監査役にその結果を報告しております。

監査役は、期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる監査を実施しております。また、監査役は取締役会に常時出席している他、常勤監査役は社内の重要会議にも積極的に出席し、法令違反、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査しております。監査法人は、監査計画及び監査経過に関して監査役と年3回の意見交換を行っております。監査法人による監査結果の報告には、監査役及び執行役員経理部長が出席し、相互に意見交換を図っております。また、重要な関係会社については、会社法監査を監査法人に委託しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会勢力に対しては、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

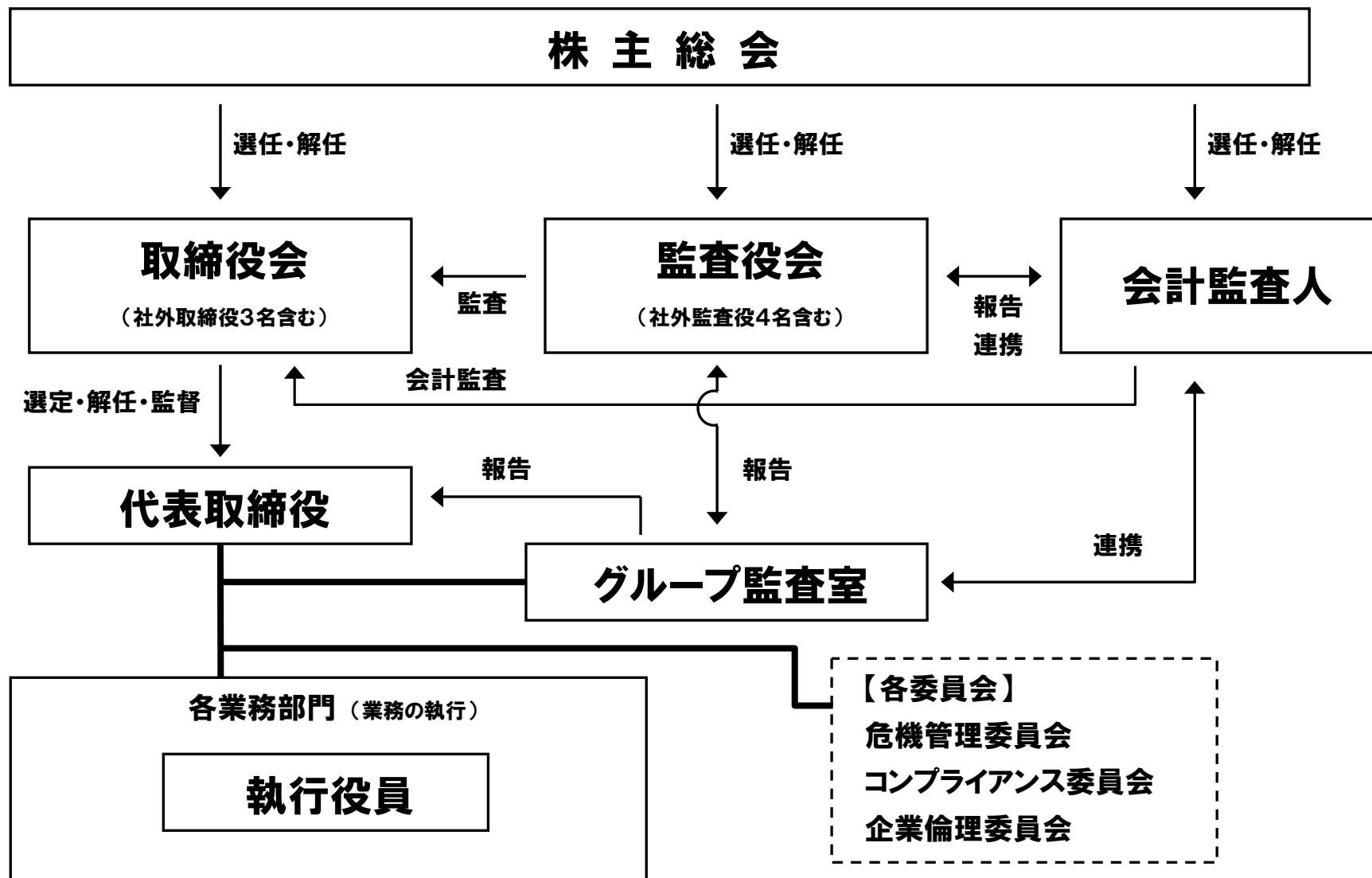
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりませんが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために買収防衛策の導入が適切と判断される場合には、その時点において適切な買収防衛策を導入することを検討します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

平成 27 年 6 月 24 日



各部門の責任者・子会社の情報集約部署

